

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p>	<p>(同左)</p>
<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>69の4-1 <u>加算対象贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産</u></p> <p>69の4-1の2～69の4-39（省略）</p> <p>〔措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>69の5-1～69の5-12（省略）</p> <p>69の5-12の2 <u>相続時精算課税の適用に係る選択特定計画山林の相続税の課税価格に算入すべき金額</u></p> <p>69の5-13～69の5-25（省略）</p> <p>〔措置法第70条の3の3（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）関係〕</p> <p>70の3の3-1 <u>措置法第70条の3の3第1項の適用対象となる土地又は建物の範囲</u></p> <p>70の3の3-2 <u>「被害を受けた場合」の意義</u></p> <p>70の3の3-3 <u>措置法令第40条の5の3に規定する「贈与の時における価額」</u></p> <p>70の3の3-4 <u>想定価額の計算</u></p> <p>70の3の3-5 <u>2以上の構造からなる建物の想定使用可能期間の年数</u></p> <p>70の3の3-6 <u>被災価額の計算等</u></p> <p>70の3の3-7 <u>災害により被害を受けた部分の価額</u></p> <p>70の3の3-8 <u>保険金、損害賠償金に類するものの範囲</u></p> <p>70の3の3-9 <u>相当の被害として政令で定める程度の被害を受けた場合</u></p> <p>70の3の3-10 <u>「引き続き所有していた場合」の意義</u></p> <p>70の3の3-11 <u>承認申請書の提出等</u></p> <p>70の3の3-12 <u>土地又は建物の価額から控除される被災価額</u></p> <p>70の3の3-13 <u>災害承認を受けた土地又は建物の被災価額に異動があった場合</u></p>	<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>69の4-1 <u>相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産</u></p> <p>69の4-1の2～69の4-39（同左）</p> <p>〔措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>69の5-1～69の5-12（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>69の5-13～69の5-25（同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>70の3の3-14 <u>災害承認を受けた土地又は建物の価額から控除される相続時精算課税に係る基礎控除の額</u></p> <p>70の3の3-15 <u>災害減免法との重複適用</u></p> <p>70の3の3-16 <u>個人の事業用資産についての納税猶予及び免除との重複適用</u></p> <p>70の3の3-17 <u>相続時精算課税関係通達の準用</u> 〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>70の5-1 <u>加算対象期間内に贈与を受けた農地等</u></p> <p>70の5-2～70の5-6 （省略） 〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>70の6の8-1～70の6の8-26 （省略）</p> <p>70の6の8-27 <u>特例事業受贈者に係る贈与者が<u>2</u>人以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算</u></p> <p>70の6の8-28～70の6の8-75 （省略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>70の5-1 <u>贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた農地等</u></p> <p>70の5-2～70の5-6 （同左）</p> <p>〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>70の6の8-1～70の6の8-26 （同左）</p> <p>70の6の8-27 <u>特例事業受贈者に係る贈与者が<u>2</u>以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算</u></p> <p>70の6の8-28～70の6の8-75 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(加算対象贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4-1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5-11までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第73号)第19条第1項((相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額))に規定する加算対象贈与財産(以下70-1-5までにおいて「加算対象贈与財産」という。)及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項(第70条の2の8において準用する場合を含む。))又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。)をいう。以下70の7の2-3までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>[措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続時精算課税の適用に係る選択特定計画山林の相続税の課税価格に算入すべき金額)</p> <p>69の5-12の2 選択特定計画山林が相続時精算課税の適用を受ける贈与により取得したものである場合において、措置法第69条の5第1項の規定の適用により相続税の課税価格に算入すべき当該選択特定計画山林の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額となる。</p> <p>1 令和6年1月1日以後に贈与により取得した選択特定計画山林の場合</p> <p>(算式)</p> $\text{当該選択特定計画山林の価額} = \frac{\text{当該選択特定計画山林を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る相続税法第21条の11の2第1項((相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除))の規定(措置法第70条の3の2第1項の規定を含む。)}による控除(以下70の7の7-2までにおいて「相続時精算課税に係る基礎控除」という。)の額(注)}{100} \times \frac{95}{100}$ <p>(注) 特定贈与者から当該選択特定計画山林を贈与により取得した日の属する年中に当該特定贈与者からの贈与により取得した他の財産(以下69の5-12の2において「他の贈与財産」という。)がある場合には、相続時精算課税に係る基礎控除の額から当該他の贈与財産の価額の合計額を控除した残額(当該合計額が当該相続時精算課税に係る基礎控除の額以上である場合には、零)となることに留意する。</p>	<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4-1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5-11までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第73号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項(第70条の2の8において準用する場合を含む。))又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。)をいう。以下70の7の2-3までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>[措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>2 令和5年12月31日以前に贈与により取得した選択特定計画山林の場合 (算式)</p> $\text{当該選択特定計画山林の価額} \times \frac{95}{100}$ <p>〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70-1-5 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には、相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))、第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))から第9条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))及び第1章第3節((信託に関する特例)) (同法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項に規定する信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)までの規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産を含み、当該相続に係る被相続人から贈与により取得した加算対象贈与財産並びに相続時精算課税の適用を受ける財産で同法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されるもの及び同法第21条の16第1項の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされるものは含まないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>〔措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係〕</p> <p>(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の2-9 ・・・</p> <p>1 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>・・・</p> <p>ハ 非課税適用額の生前贈与加算等 (措置法令第40条の4の3第19項等、下図1の(1)ハ)</p> <p>・・・</p> <p>ニ ・・・</p> <p>ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の生前贈与加算 (措置法第70条の2の2第12項第</p>	<p>〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70-1-5 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には、相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))、第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))から第9条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))及び第1章第3節((信託に関する特例)) (同法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項に規定する信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)までの規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産を含み、<u>相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産で相続税法第19条の規定によりその価額が相続税の課税価格に加算されるもの並びに相続時精算課税の適用を受ける財産で同法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されるもの及び同法第21条の16第1項の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされるものは含まないのであるから</u>留意する。</p> <p>・・・</p> <p>〔措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係〕</p> <p>(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の2-9 ・・・</p> <p>1 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>・・・</p> <p>ハ 非課税適用額の<u>相続開始前3年以内</u>贈与加算等 (措置法令第40条の4の3第19項等、下図1の(1)ハ)</p> <p>・・・</p> <p>ニ ・・・</p> <p>ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の<u>相続開始前3年以内</u>贈与加算 (措置法第70条の</p>

改正後	改正前																																				
<p>4号、下図1の(1)ホ) (2) (3) 受贈者が当該贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当する場合（上記(2)に該当する場合を除く。）（下図2の(1)）上記(1)イ（(贈与者死亡の届出)）及びハ（(非課税適用額の生前贈与加算等)）に同じ。 (注) 1 2 上記(1)ロ（(管理残額の相続税課税)）（ニ（(相続税額の2割加算)）及びホ（(管理残額以外の財産を取得しなかった者の生前贈与加算)）を含む。）の適用はないことに留意する。 2 3 平成31年3月31日以前又は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内を除く。）の信託受益権等の取得のみである場合（下図1の(3)及び下図2の(3)）上記1(1)ハ（(非課税適用額の生前贈与加算等)）に同じ。 (注) 上記1(1)イ（(贈与者死亡の届出)）及びロ（(管理残額の相続税課税)）（ニ（(相続税額の2割加算)）及びホ（(管理残額以外の財産を取得しなかった者の生前贈与加算)）を含む。）の適用はないことに留意する。</p> <p>[図1] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等（23歳未満である場合等に該当しない場合）</p>	<p>2の2第12項第4号、下図1の(1)ホ) (2) (3) 受贈者が当該贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当する場合（上記(2)に該当する場合を除く。）（下図2の(1)）上記(1)イ（(贈与者死亡の届出)）及びハ（(非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等)）に同じ。 (注) 1 2 上記(1)ロ（(管理残額の相続税課税)）（ニ（(相続税額の2割加算)）及びホ（(管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算)）を含む。）の適用はないことに留意する。 2 3 平成31年3月31日以前又は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内を除く。）の信託受益権等の取得のみである場合（下図1の(3)及び下図2の(3)）上記1(1)ハ（(非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等)）に同じ。 (注) 上記1(1)イ（(贈与者死亡の届出)）及びロ（(管理残額の相続税課税)）（ニ（(相続税額の2割加算)）及びホ（(管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算)）を含む。）の適用はないことに留意する。</p> <p>[図1] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等（23歳未満である場合等に該当しない場合）</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課税関係等 信託受益権等の取得をした日</th> <th style="text-align: center;">イ 贈与者死亡の届出</th> <th style="text-align: center;">ロ 管理残額の相続税課税</th> <th style="text-align: center;">ハ 非課税適用額の生前贈与加算等</th> <th style="text-align: center;">ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算</th> <th style="text-align: center;">ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の生前贈与加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 令和5年4月1日以後の取得あり</td> <td>必要</td> <td>一定期間の取得分に限り課税あり (注1)</td> <td>加算なし</td> <td>一定期間の取得分に限り加算あり (注3)</td> <td>加算なし</td> </tr> <tr> <td>(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）</td> <td>必要</td> <td>一定期間の取得分に限り課税あり (注2)</td> <td>加算なし</td> <td>一定期間の取得分に限り加算あり (注3)</td> <td>加算なし</td> </tr> </tbody> </table>	課税関係等 信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者死亡の届出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の生前贈与加算等	ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算	ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の生前贈与加算	(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注1)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし	(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注2)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課税関係等 信託受益権等の取得をした日</th> <th style="text-align: center;">イ 贈与者死亡の届出</th> <th style="text-align: center;">ロ 管理残額の相続税課税</th> <th style="text-align: center;">ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等</th> <th style="text-align: center;">ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算</th> <th style="text-align: center;">ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 令和5年4月1日以後の取得あり</td> <td>必要</td> <td>一定期間の取得分に限り課税あり (注1)</td> <td>加算なし</td> <td>一定期間の取得分に限り加算あり (注3)</td> <td>加算なし</td> </tr> <tr> <td>(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）</td> <td>必要</td> <td>一定期間の取得分に限り課税あり (注2)</td> <td>加算なし</td> <td>一定期間の取得分に限り加算あり (注3)</td> <td>加算なし</td> </tr> </tbody> </table>	課税関係等 信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者死亡の届出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等	ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算	ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算	(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注1)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし	(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注2)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし
課税関係等 信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者死亡の届出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の生前贈与加算等	ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算	ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の生前贈与加算																																
(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注1)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし																																
(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注2)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし																																
課税関係等 信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者死亡の届出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等	ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算	ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算																																
(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注1)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし																																
(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注2)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注3)	加算なし																																

改正後						改正前					
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間 (贈与者の死亡前3年以内を除く。)	不要	課税なし	加算なし			(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間 (贈与者の死亡前3年以内を除く。)	不要	課税なし	加算なし		
(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . .						(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . .					
[図2] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等 (23歳未満である場合等に該当する場合)						[図2] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等 (23歳未満である場合等に該当する場合)					
信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者死亡の届出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の生前贈与加算等	ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算	ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の生前贈与加算	信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者死亡の届出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等	ニ ロの課税がある場合の相続税額の2割加算	ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算
(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定の場合に限り課税あり(注)	加算なし	加算あり	加算なし	(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定の場合に限り課税あり(注)	加算なし	加算あり	加算なし
(2) 令和5年3月31日以前の取得あり(上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。)	必要	課税なし	加算なし			(2) 令和5年3月31日以前の取得あり(上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。)	必要	課税なし	加算なし		
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間 (贈与者の死亡前3年以内を除く。)	不要	課税なし	加算なし			(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間 (贈与者の死亡前3年以内を除く。)	不要	課税なし	加算なし		
(注) . . .						(注) . . .					
[措置法第70条の2の6((相続時精算課税適用者の特例)関係)						[措置法第70条の2の6((相続時精算課税適用者の特例)関係)					
(年の中途において贈与者の孫になった場合)						(年の中途において贈与者の孫になった場合)					

改正後	改正前
<p>70の2の6-1 年の中途において、その年の1月1日において18歳以上(注1)の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の2の6第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 年の中途において贈与をした者の孫となり、措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受ける場合においても、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除の額は、110万円(同一年中において2人以上の特定贈与者(相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。以下70の7-14の2までにおいて同じ。)からの贈与により財産を取得した場合には、<u>相続税法基本通達21の11の2-2((特定贈与者が2人以上ある場合における相続時精算課税に係る基礎控除の額))の定めにより計算した金額</u>)となることに留意する。</p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の6-2 相続税法基本通達19-11((相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用))、21の9-2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9-3((相続時精算課税選択届出書の提出))及び21の9-5((住所又は居所を証する書類))から21の18-2((相続人が2人以上いる場合))までについては、措置法第70条の2の6第1項に規定する贈与をした者の孫が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))関係]</p> <p>(特例受贈事業用資産の取得の時に贈与により取得した財産がある場合)</p> <p>70の2の7-2 . . .</p> <p>(注) <u>措置法第70条の2の7第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与がある場合においても、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除の額は、110万円(同一年中において2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、<u>相続税法基本通達21の11の2-2の定めにより計算した金額</u>)となることに留意する。</u></p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の7-3 相続税法基本通達19-11((相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用))、21の9-2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9-3((相続時精算課税選択届出書の提出))及び21の9-5((住所又は居所を証する書類))から21の18-2((相続人が</p>	<p>70の2の6-1 年の中途において、その年の1月1日において18歳以上(注)の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の2の6第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の6-2 相続税法基本通達19-11((相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用))、21の9-2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9-3((<u>提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合</u>))及び21の9-5((住所又は居所を証する書類))から21の18-2((相続人が2人以上いる場合))までについては、措置法第70条の2の6第1項に規定する贈与をした者の孫が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))関係]</p> <p>(特例受贈事業用資産の取得の時に贈与により取得した財産がある場合)</p> <p>70の2の7-2 . . .</p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の7-3 相続税法基本通達19-11((相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用))、21の9-2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9-3((<u>提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合</u>))及び21の9-5((住所又は居所を証する書類))から</p>

改正後	改正前
<p>2人以上いる場合))までについては、特例事業受贈者が措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))関係〕</p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の8-2 相続税法基本通達19-11((相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用))、21の9-2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9-3((相続時精算課税選択届出書の提出))及び21の9-5((住所又は居所を証する書類))から21の18-2((相続人が2人以上いる場合))までについては、特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の8において準用する措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(措置法第70条の3第12項に規定する書類の提出先等)</p> <p>70の3-13 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合又は住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が措置法第70条の3第12項に規定する書類(以下70の3-13において「第12項に規定する書類」という。)の提出期限前に第12項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた住宅取得等資金について同条第1項の適用を受けるために提出する第12項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>〔措置法第70条の3の3((相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例))関係〕</p> <p>(措置法第70条の3の3第1項の適用対象となる土地又は建物の範囲)</p> <p>70の3の3-1 措置法第70条の3の3第1項の適用対象となる土地又は建物(以下70の3の3-16までにおいて「土地又は建物」という。)には、土地の上に存する権利及び構築物は含まれないことに留意する。</p> <p>(注)1 措置法第70条の3の3の規定は、令和6年1月1日以後に土地又は建物が災害(同条第1</p>	<p>21の18-2((相続人が2人以上いる場合))までについては、特例事業受贈者が措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))関係〕</p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の8-2 相続税法基本通達19-11((相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用))、21の9-2((「相続時精算課税選択届出書」の提出先等))、21の9-3((提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合))及び21の9-5((住所又は居所を証する書類))から21の18-2((相続人が2人以上いる場合))までについては、特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の8において準用する措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(措置法第70条の3第12項に規定する書類の提出先等)</p> <p>70の3-13 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の7-3-13において「特定贈与者」という。)が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合又は住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が措置法第70条の3第12項に規定する書類(以下70の3-13において「第12項に規定する書類」という。)の提出期限前に第12項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた住宅取得等資金について同条第1項の適用を受けるために提出する第12項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>項に規定する災害をいう。以下70の3の3-16までにおいて同じ。)により被害を受けた場合について適用されるため、令和5年12月31日以前に特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が令和6年1月1日以後に災害により被害を受けた場合についても同項の規定の適用対象となることに留意する。</p> <p>2 特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物について、相続税法第28条第4項の規定により贈与税の申告を要しない場合においても、当該土地又は建物は措置法第70条の3の3第1項の規定の適用対象となることに留意する。</p> <p>(「被害を受けた場合」の意義)</p> <p>70の3の3-2 措置法第70条の3の3第1項の「被害を受けた場合」とは、土地又は建物が災害により物理的な損失を受けた場合をいうことに留意する。</p> <p>(注)1 措置法第70条の3の3の規定は、土地又は建物の贈与を受けた日から当該贈与をした特定贈与者の死亡に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害によって被害を受けた場合に限り適用されることに留意する。</p> <p>2 上記の「物理的な損失」とは、例えば、地割れ等土地そのものの形状が変わったことによる損失又は建物の損壊及び滅失等をいうことに留意する。</p> <p>(措置法令第40条の5の3に規定する「贈与の時ににおける価額」)</p> <p>70の3の3-3 措置法令第40条の5の3第2項から第4項まで及び第10項に規定する「贈与の時ににおける価額」(以下70の3の3-16までにおいて「贈与の時ににおける価額」という。)は、相続税法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算される「第21条の9第3項の規定の適用を受けるものの価額」又は同法第21条の16第3項の規定により相続税の課税価格に算入される同項第1号に規定する「第1項の贈与の時ににおける価額」であることに留意する。</p> <p>ただし、災害が発生する直前に、土地又は建物の一部の所有をしないこととなった場合における当該土地又は建物の「贈与の時ににおける価額」には、当該所有をしないこととなった部分の当該価額は含まれないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地について、措置法第69条の6又は第69条の7の規定の適用がある場合における当該土地の「贈与の時ににおける価額」は、これらの規定の適用後の価額となることに留意する。</p> <p>(想定価額の計算)</p> <p>70の3の3-4 災害により被害を受けた建物の想定価額(措置法令第40条の5の3第2項第1号に規定する想定価額をいう。以下70の3の3-12までにおいて同じ。)の算出方法を算式で示せば、</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

次のとおりである。

(算式)

$$A \times \frac{B-C}{B}$$

(注) 上記算式中の符号は次のとおりである。

Aは、災害により被害を受けた建物の特定贈与者からの贈与の時における価額

Bは、次に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ次に定める年数

① 当該建物を贈与により取得した日において、当該建物の想定使用可能期間の年数（建物の全部が事務所用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一に定める耐用年数をいう。以下70の3の3-5までにおいて同じ。）の全部を経過している建物 次の算式により算出した年数

(算式)

$$\frac{\text{当該建物の想定使用可能期間の年数}}{\text{}} \times \frac{20}{100}$$

② 上記①に掲げる建物以外の建物 次の算式により算出した年数

(算式)

$$\left(\frac{\text{当該建物の想定使用可能期間の年数}}{\text{}} - \frac{\text{当該建物の新築の日から当該贈与の日までの期間の年数}}{\text{}} \right) + \frac{\text{当該建物の新築の日から当該贈与の日までの期間の年数}}{\text{}} \times \frac{20}{100}$$

Cは、当該建物の贈与の日から災害が発生した日までの期間の年数（上記Bの年数を限度とする。）

(注) 1 上記B及びCの年数が1年未満である場合又はこれらの年数に1年未満の端数がある場合には、それぞれこれらの年数又は端数は切り捨てることに留意する。

2 当該建物に増改築等がされている場合における上記B②の当該建物の新築の日から当該贈与の日までの期間の年数は、当該増改築等にかかわらず、当該建物の新築の日から当該贈与の日までの経過年数によることに留意する。

(2以上の構造からなる建物の想定使用可能期間の年数)

70の3の3-5 災害により被害を受けた建物が、2以上の構造からなる建物である場合におけるその想定使用可能期間の年数は、当該建物の主要柱、耐力壁又ははり等その建物全体の主要部分により判定した構造に対応する年数によるものとする。

(新設)

改正後	改正前
<p><u>(被災価額の計算等)</u></p> <p><u>70の3の3-6</u> 措置法令第40条の5の3第2項第2号に規定する被災価額（以下70の3の3-16までにおいて「被災価額」という。）は、被害を受けた土地又は建物ごとに計算し、同号に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」（以下70の3の3-6において「保険金等」という。）により補填される金額が確定していない場合には、当該保険金等の見積額に基づいて計算することに留意する。</p> <p>なお、同条第7項の申請に係る承認（以下70の3の3-14までにおいて「災害承認」という。）を受けた後に、当該保険金等の確定額と当該見積額とが異なることとなるなど被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、同条第9項に規定する届出書（以下70の3の3-6において「被災価額の異動届出書」という。）を相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長へ提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 相続時精算課税適用者に係る納税義務等承継人（相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。）をいう。以下70の3の3-17までにおいて同じ。）が被災価額の異動届出書を提出する場合も、当該相続時精算課税適用者の死亡の時における贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(災害により被害を受けた部分の価額)</u></p> <p><u>70の3の3-7</u> 措置法令第40条の5の3第2項第2号に規定する「災害により被害を受けた部分の価額」は、災害により被害を受けた土地又は建物の贈与の時における現況に基づいた価額ではなく、災害が発生する直前の現況に基づいた価額であることに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(保険金、損害賠償金に類するものの範囲)</u></p> <p><u>70の3の3-8</u> 措置法令第40条の5の3第2項第2号の「その他これらに類するもの」には、例えば、次に掲げるようなものが含まれることに留意する。</p> <p>(1) 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金</p> <p>(2) 資産の損害の補填を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(相当の被害として政令で定める程度の被害を受けた場合)</u></p> <p><u>70の3の3-9</u> 相当の被害として措置法令第40条の5の3第3項各号に定める被害は、被害を受けた財産ごとに当該各号に定める被害に該当するか否かの判定をすることに留意する。</p> <p>なお、同一の土地又は建物についての持分を2以上の贈与により取得した場合には、これ</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>らの贈与を受けた持分ごとに当該各号に定める被害に該当するか否かの判定をすることに留意する。</p> <p>（「引き続き所有していた場合」の意義）</p> <p>70の3の3-10 措置法第70条の3の3第1項の「引き続き所有していた場合」とは、災害により被害を受けた土地又は建物について、当該土地又は建物を贈与により取得した相続時精算課税適用者（当該相続時精算課税適用者が当該災害の発生した日前に死亡している場合には、当該相続時精算課税適用者に係る納税義務等承継人。以下70の3の3-10において同じ。）が当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで継続して所有していた場合をいうことに留意する。したがって、例えば、災害が発生した日前において、相続時精算課税適用者がその推定相続人に対し当該土地又は建物を贈与した場合は、同項の「引き続き所有していた場合」に該当しないことに留意する。</p> <p>なお、贈与を受けた日から災害が発生した日までの間に、「土地又は建物への賃借権等の設定」、「土地又は建物の持分の一部の譲渡（引き続き当該土地又は建物の残りの持分を有している場合に限る。）」又は「建物の増改築等」を行った場合においても、相続時精算課税適用者によりこれらの土地又は建物の所有が継続しているときは、同項の「引き続き所有していた場合」に該当することに留意する。</p> <p>（承認申請書の提出等）</p> <p>70の3の3-11 措置法令第40条の5の3第5項の申請書（以下70の3の3-17までにおいて「承認申請書」という。）は、災害承認を受ける災害ごとに提出しなければならないことに留意する。したがって、同一の土地又は建物が2以上の災害により被害を受けた場合には、その災害ごとに承認申請書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>また、相続時精算課税適用者に係る納税義務等承継人が承認申請書を提出する場合も、当該相続時精算課税適用者の死亡の時点における贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>（注） 提出期限までに承認申請書が提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられていないことに留意する。</p> <p>（土地又は建物の価額から控除される被災価額）</p> <p>70の3の3-12 災害承認を受けた土地又は建物の価額から控除される被災価額は、土地にあつては贈与の時点における価額、建物にあつては当該災害承認に係る災害の発生した日における想定価額が限度となることに留意する。</p> <p>なお、2以上の災害についてそれぞれ災害承認を受けている場合における土地又は建物の価額か</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>ら控除される金額は、当該災害承認を受けた土地又は建物ごとに被災価額を合計した金額となるが、それらの金額は、当該土地又は建物のそれぞれの贈与の時における価額を超えないことに留意する。したがって、それらの金額が当該土地又は建物の贈与の時における価額を超える場合には、当該超える部分の金額を災害承認を受けた他の土地又は建物の価額から控除できないことに留意する。</p> <p>(注) 被災価額は、災害承認を受けた土地又は建物を贈与により取得した日の属する年分の贈与税の課税価格からは控除しないことに留意する。</p> <p><u>(災害承認を受けた土地又は建物の被災価額に異動があった場合)</u></p> <p>70の3の3-13 災害承認後に被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、措置法令第40条の5の3第8項の規定により通知された被災価額にかかわらず、当該異動後の被災価額に基づいて同条第3項各号に定める被害に該当するか否かの判定及び同条第10項の被災価額の合計額の計算をすることに留意する。</p> <p>したがって、災害承認を受けている場合であっても、被災価額の異動により当該各号に定める被害に該当しないこととなるときは、措置法第70条の3の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p><u>(災害承認を受けた土地又は建物の価額から控除される相続時精算課税に係る基礎控除の額)</u></p> <p>70の3の3-14 災害承認を受けた土地又は建物を贈与により取得した年中に当該贈与をした特定贈与者以外の特定贈与者からの贈与により取得した財産がある場合において、措置法第70条の3の3第1項の規定により読み替えて適用する相続税法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定の適用により当該土地又は建物の価額から控除される相続時精算課税に係る基礎控除の額は、当該年分の贈与税の申告書の提出又は更正若しくは決定がされている場合には、その申告書の提出又は更正若しくは決定に係る相続時精算課税に係る基礎控除の額となることに留意する（相続税法基本通達21の15-2の2（「第21条の11の2第1項の規定による控除」の意義）参照）。</p> <p>(注) 令和5年12月31日以前に贈与により取得した土地又は建物について、措置法第70条の3の3第1項の規定の適用がある場合における相続税法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により相続税の課税価格に加算又は算入される金額については、相続時精算課税に係る基礎控除はないことに留意する。</p> <p><u>(災害減免法との重複適用)</u></p> <p>70の3の3-15 相続時精算課税適用者（当該相続時精算課税適用者に係る納税義務等承継人を含む。）が、災害により被害を受けた土地又は建物について、災害被害者に対する租税の減免、徴収</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下70の3の3-15において「災害減税法」という。） 第4条又は第6条第2項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、当該土地又は建物が当該災害以外の他の災害により被害を受けたときであっても、当該土地又は建物については、措置法第70条の3の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（注） 措置法第70条の3の3第3項に規定する「適用を受けようとする場合又は受けた場合」とは、相続時精算課税適用者が贈与により取得した当該土地又は建物に係る贈与税について災害減税法第4条又は第6条第2項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合をいうことに留意する。</p> <p>（個人の事業用資産についての納税猶予及び免除との重複適用）</p> <p>70の3の3-16 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を現に受けている同項に規定する特例受贈事業用資産に該当する土地又は建物が災害により被害を受けた場合においても、当該災害に係る承認申請書の提出ができることに留意する。</p> <p>ただし、当該土地又は建物のうち措置法第70条の6の9第1項の規定の適用により相続又は遺贈により取得したものとみなされる部分については、措置法第70条の3の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定により当該土地又は建物の価額から控除される被災価額は、被災価額に次の割合を乗じて計算した金額とする。</p> <p>当該土地又は建物の贈与の時ににおける価額のうち納税猶予分の贈与税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している部分に相当する金額</p> <p style="text-align: center;">当該土地又は建物の贈与の時ににおける価額</p>	<p>（新設）</p>
<p>（相続時精算課税関係通達の準用）</p> <p>70の3の3-17 相続税法基本通達21の18-1（（相続人が特定贈与者のみである場合））及び21の18-2（（相続人が2人以上いる場合））については、相続時精算課税適用者が承認申請書の提出期限前に当該承認申請書を提出しないで死亡した場合において、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人が当該承認申請書の提出をするときについて準用する。</p> <p>〔措置法第70条の5（（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））関係〕</p> <p>（加算対象期間内に贈与を受けた農地等）</p> <p>70の5-1 措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合において、その贈与が当該贈与者の死亡に係る相続税の加算対象期間（相続税法基本通達19-2</p>	<p>（新設）</p> <p>〔措置法第70条の5（（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））関係〕</p> <p>（贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた農地等）</p> <p>70の5-1 措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合において、その贈与が当該贈与者の死亡の日前3年以内であるときにおける特例適用農地等につい</p>

改正後	改正前
<p>(法第19条第1項の規定の適用を受ける贈与)に定める「加算対象期間」をいう。以下70の7の3-2の2までにおいて同じ。)内であるときにおける特例適用農地等についての当該贈与者の死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによる<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例適用農地等は、相続税法第19条第1項の規定により、贈与の日における価額で相続税が課税される。</p> <p>. . .</p> <p>〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予及び免除等)関係〕</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6-38 . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産の<u>価額及び当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額</u>(令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産については、当該贈与により取得した年分ごとに相続税法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により相続時精算課税に係る基礎控除の額を控除した残額の合計額。以下70の6-38において同じ。)の合計額から債務控除をした後の金額</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の<u>価額及び当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額の合計額から債務控除をした後の金額</u></p> <p>C'は、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の<u>価額及び当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額の合計額から債務控除をした後の金額</u></p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産の<u>価額及び当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額の合計額から債務控除をした後の金額</u>をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。</p> <p>. . .</p>	<p>ての当該贈与者の死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによる<u>ものであるから</u>留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例適用農地等は、相続税法第19条の規定により、贈与の日における価額で相続税が課税される。</p> <p>. . .</p> <p>〔措置法第70条の6(農地等についての相続税の納税猶予及び免除等)関係〕</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6-38 . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産<u>(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>の<u>価額(債務控除をした後の金額)</u></p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産<u>(当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>の<u>価額(債務控除をした後の金額)</u></p> <p>C'は、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産<u>(当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>の<u>価額(債務控除をした後の金額)</u></p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産<u>(当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>の<u>価額(債務控除をした後の金額をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。)</u></p> <p>. . .</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（特例事業受贈者に係る贈与者が<u>2人以上</u>ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）</p> <p>70の6の8-27 特例事業受贈者に係る贈与者が<u>2人以上</u>ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ</p> <p>ロ 当該特例受贈事業用資産が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該特例受贈事業用資産に係る特例事業受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての特例受贈事業用資産の価額を特定贈与者ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p><u>（注） その年中において特定贈与者から当該特例受贈事業用資産以外の財産の贈与がある場合における当該特例受贈事業用資産の価額から控除される相続時精算課税に係る基礎控除の額は、その年中において特例対象贈与により取得をした当該特例受贈事業用資産の価額を基礎として計算した金額ではなく、その年分の贈与税の課税価格（当該特例受贈事業用資産の価額及び当該特例受贈事業用資産以外の財産の価額の合計額）を基礎として計算した金額となることに留意する。</u></p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p>	<p>〔措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（特例事業受贈者に係る贈与者が<u>2以上</u>ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）</p> <p>70の6の8-27 特例事業受贈者に係る贈与者が<u>2以上</u>ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ</p> <p>ロ 当該特例受贈事業用資産が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該特例受贈事業用資産に係る特例事業受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての特例受贈事業用資産の価額を特定贈与者（<u>相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。</u>）ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p>
<p>〔措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>（措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産の価額の計算）</p> <p>70の6の9-1</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3 特例受贈事業用資産が、<u>相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであっても、当該特</u></p>	<p>〔措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>（措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈事業用資産の価額の計算）</p> <p>70の6の9-1</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>

改正後	改正前
<p><u>例受贈事業用資産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除の額は控除しないことに留意する。</u></p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産)</p> <p>70の6の9-2 . . .</p> <p>(1) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号イ（暦年課税）の規定により計算している場合</p> <p>当該適用に係る特例対象贈与が当該贈与者の死亡に係る相続税の加算対象期間内にあった場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している<u>とき</u>における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第19条第1項の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(2) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号ロ（相続時精算課税）の規定により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>(免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産)</p> <p>70の6の9-3 . . .</p> <p>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号イの規定（暦年課税）により計算している場合</p> <p>当該適用に係る特例対象贈与が当該贈与者の死亡に係る相続税の加算対象期間内にあった場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している<u>とき</u>における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第19条第</p>	<p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産)</p> <p>70の6の9-2 . . .</p> <p>(1) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号イ（暦年課税）の規定により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡（当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している<u>場合</u>における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(2) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号ロ（相続時精算課税）の規定により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>(免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例受贈事業用資産)</p> <p>70の6の9-3 . . .</p> <p>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号イの規定（暦年課税）により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡（当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、特例事業受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している<u>場合</u>における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額</p>

改正後	改正前
<p><u>1項の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p>・・・</p> <p>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号ロの規定（相続時精算課税）により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の7（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)関係）</p> <p>（対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）</p> <p>70の7-14の2 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>イ ・・・</p> <p>ロ 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額を特定贈与者ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 <u>その年中において特定贈与者から当該対象受贈非上場株式等以外の財産の贈与がある場合における当該対象受贈非上場株式等の価額から控除される相続時精算課税に係る基礎控除の額は、その年中において対象贈与により取得をした当該対象受贈非上場株式等の価額を基礎として計算した金額ではなく、その年分の贈与税の課税価格（当該対象受贈非上場株式等の価額及び当該対象受贈非上場株式等以外の財産の価額の合計額）を基礎として計算した金額となることに留意する。</u></p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・</p>	<p>で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の6の8第2項第3号ロの規定（相続時精算課税）により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈事業用資産は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の7（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)関係）</p> <p>（対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）</p> <p>70の7-14の2 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>イ ・・・</p> <p>ロ 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額を特定贈与者（<u>相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。</u>）ごとに合計した額のそれぞれの額</p> <p>(注) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）</p> <p>（措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3-1 . . .</p> <p>（注）1 . . .</p> <p>Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該対象贈与の時（措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p><u>なお、当該対象受贈非上場株式等が、相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであっても、当該対象受贈非上場株式等の価額から相続時精算課税に係る基礎控除の額は控除しないことに留意する。</u></p> <p>. . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>（措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3-1の2 . . .</p> <p>（注）1 . . .</p> <p>Aは、経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した対象受贈非上場株式等又は同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時（措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p><u>なお、当該対象受贈非上場株式等又は当該特例対象受贈非上場株式等が、相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の</u></p>	<p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）</p> <p>（措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3-1 . . .</p> <p>（注）1 . . .</p> <p>Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該対象贈与の時（措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>. . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>（措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3-1の2 . . .</p> <p>（注）1 . . .</p> <p>Aは、経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した対象受贈非上場株式等又は同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時（措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）</p>

改正後	改正前
<p>適用を受けているものであっても、これらの価額から相続時精算課税に係る基礎控除の額は控除しないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>3 ・・・</p> <p>4 ・・・</p>	<p>・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>3 ・・・</p> <p>4 ・・・</p>
<p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等)</p> <p>70の7の3-2 ・・・</p> <p>(1) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イ(暦年課税)の規定により計算している場合</p> <p>当該適用に係る対象贈与が当該贈与者の死亡に係る相続税の加算対象期間内にあった場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しているときにおける当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条第1項の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(2) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロ(相続時精算課税)の規定により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 ・・・</p>	<p>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等)</p> <p>70の7の3-2 ・・・</p> <p>(1) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イ(暦年課税)の規定により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡(当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。)の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(2) 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロ(相続時精算課税)の規定により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 ・・・</p>
<p>(免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等)</p> <p>70の7の3-2の2 ・・・</p> <p>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イの規定(暦年課税)により計算している場合</p> <p>当該適用に係る対象贈与が当該贈与者の死亡に係る相続税の加算対象期間内にあった場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税</p>	<p>(免除対象贈与を行った贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等)</p> <p>70の7の3-2の2 ・・・</p> <p>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イの規定(暦年課税)により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡(当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。)の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受</p>

改正後	改正前
<p>猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しているときにおける当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条第1項の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロの規定(相続時精算課税)により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の7の7((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕</p> <p>(措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の7-1 ・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>Aは、措置法第70条の7の7第1項の特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時(措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日)における価額(措置法第70条の7の5第2項第6号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいい、同条第12項から第14項までの規定の適用があった場合には措置法令第40条の8の7第1項で定める価額とする。)</p> <p>なお、当該特例対象受贈非上場株式等が、相続税法第21条の9第3項(措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項(第70条の2の8において準用する場合を含む。))又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものであっても、当該特例対象受贈非上場株式等の価額から相続時精算課税に係る基礎控除の額は控除しないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>3 ・・・</p>	<p>贈与者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロの規定(相続時精算課税)により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>〔措置法第70条の7の7((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕</p> <p>(措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の7-1 ・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>Aは、措置法第70条の7の7第1項の特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時(措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日)における価額(措置法第70条の7の5第2項第6号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいい、同条第12項から第14項までの規定の適用があった場合には措置法令第40条の8の7第1項で定める価額とする。)</p> <p>・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>3 ・・・</p>

改正後	改正前
<p>4 . . .</p> <p>(措置法第70条の7の7第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の7-2 . . .</p> <p>(注)1 . . .</p> <p>Aは、特例経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した措置法第70条の7第1項に規定する対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時（措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（同条第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいい、同条第12項から第14項までの規定の適用があった場合には措置法令第40条の8の7第1項で定める価額とする。）</p> <p><u>なお、当該対象受贈非上場株式等又は当該特例対象受贈非上場株式等が、相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであっても、これらの価額から相続時精算課税に係る基礎控除の額は控除しないことに留意する。</u></p> <p>. . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>4 . . .</p> <p>5 . . .</p>	<p>4 . . .</p> <p>(措置法第70条の7の7第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の7-2 . . .</p> <p>(注)1 . . .</p> <p>Aは、特例経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した措置法第70条の7第1項に規定する対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時（措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用があった場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（同条第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいい、同条第12項から第14項までの規定の適用があった場合には措置法令第40条の8の7第1項で定める価額とする。）</p> <p>. . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>4 . . .</p> <p>5 . . .</p>